

川崎区債権対策部会設置要領

（目的）

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、川崎区が所管する債権（地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「区所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、川崎区債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 区所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること
- （2） 区所管債権の収入状況の把握に関すること
- （3） 区所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関すること
- （4） その他必要な事項

（部会の構成）

第3条 部会は、次のとおりとする。

- （1） 部会長 川崎区長
- （2） 副部会長 副区長
- （3） 部会員 まちづくり推進部総務課長

まちづくり推進部生涯学習支援課長

まちづくり推進部生涯学習支援課担当課長（大師地区）

まちづくり推進部生涯学習支援課担当課長（田島地区）

区民サービス部長

区民サービス部保険年金課長

区民サービス部保険年金課担当課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当部長（生活保護担当）

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課担当課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第3課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第4課長

道路公園センター所長

道路公園センター担当課長〔管理〕

（部会）

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会長）

第5条 部会長は、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 部会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の構成員は、部会長が指名する者とする。

3 第5条の規定は、分科会の会議に準用する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、まちづくり推進部総務課が行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和7年1月1日から施行する。